

公益財団法人 日本極地研究振興会

寄附金取扱規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本極地研究振興会（以下「振興会という。」）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類及び募集)

第 2 条 振興会が受け入れる寄附金等の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
 - (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ用途を特定するもの
 - (3) 特別寄附金 振興会が、募集にあたりあらかじめ用途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金趣意書」という。)をもって理事会の承認を得たうえで募集するもの
- 2 この規程における寄附金等には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む。
 - 3 振興会は常時、寄附金を募ることができる。

(寄附金の用途)

第 3 条 一般寄附金は、その4分の3以上を公益目的事業に、残額を管理費に使用するものとする。

- 2 前項については、寄附者にこの規程を示し、了解を得るものとする。
- 3 用途特定寄附金は、全額を寄附者の特定した用途に使用するものとする。
- 4 特別寄附金寄付は、全額をこの事業の用途のために使用するものとする。

(受領書等の送付)

第 4 条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、振興会の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(受領の制限)

第 5 条 寄附金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法令に抵触するときのほか、振興会の業務遂行上支障があると認められるとき及び振興会が受入れるには社会通念上不相当と認められるとき
- (2) 第 2 条第 1 項第 2 号の特定寄附金について、その用途が定款第 3 条に定める目的の達成に資するものでないとき

(情報公開)

第 6 条 振興会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 22 条第 5 項各号に定める事項について、事務所へ備置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

- 2 寄附者に関する個人情報については、細心の注意をもって情報管理に務めるものとする。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理

事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 12 月 13 日より施行する。(平成 30 年 12 月 13 日理事会議決)